

平成26年12月9日

水道用膜モジュール性能調査（省令改正に伴う追加申請）のご案内

一般社団法人膜分離技術振興協会
膜浄水委員会
委員長 鮫島 正一

平成26年4月に改正された「水道施設の技術的基準を定める省令」（いわゆる施設基準）に対応した水道用膜モジュール性能調査（追加申請）につきましては、平成26年6月24日付でご案内しましたが、現時点で追加申請の件数が少ないため、再度追加申請についてご案内します。以下の点にご留意頂き、申請して頂ければ幸いです。

<留意点>

（1）追加申請に関する審査料は下記の通りですが、**適用される期限は平成27年3月末日申請受付に限り**ます。それ以降は「変更申請」と同様の扱いとさせていただきます。

1. 水道用膜モジュール性能調査規定集第六版改1の認定を有する場合の料金

¥20,000/社で、同時に2件以上の申請は追加毎に¥3,000/件の追加審査料を頂戴いたします。
（会員、非会員とも）

2. 水道用膜モジュール性能調査規定集第六版の認定を有する場合の料金

¥40,000/社で、同時に2件以上の申請は追加毎に¥6,000/件の追加審査料を頂戴いたします。
（会員、非会員とも）

3. 水道用膜モジュール性能調査規定集**第五版改以前の認定を有する場合**

新規申請扱いとなり、追加申請用の標準の書式は使用できませんので、新規申請をお願いいたします。（会員、非会員とも）

※認定証発行料は別途必要です。

※追加申請が2回の水道用膜モジュール性能調査委員会で審議された場合、2回目の審査料金が¥20,000/社（又は¥40,000/社）は免除となります。

（2）当協会の「水道用膜モジュール性能調査に関する規定」第8条3では、「性能調査依頼の受け付けは、3月から11月末日までとし、12月から翌年2月末までは受け付けない。」とありますが、平成27年4月には施設基準が改正されない見通しであること、増加する申請に円滑に対応するため、**本通知以後平成27年3月末日まで追加申請を常時受け付けます。**つきましては、資料が整い次第、申請資料をご提出下さい。

（3）追加申請時に限り、浸出試験時の自社採水を認めます。採水時に写真を撮影し申請資料に添付して下さい。

（4）「亜硝酸態窒素」の分析開始までの時間は、法令により24時間以内と定められています。事前に検査機関と日程調整を行った上で、浸出試験を実施して下さい。

認定に必要な要綱		追加申請	追加申請	変更申請	新規申請	変更点
取得済み認定	第五版改以前	×	×	—	○	平成 21 年以前省令
	第六版	×	○	—	—	平成 22 年省令
	第六版改 1	○	—	—	—	平成 23 年省令
最新版認定	第七版	—	—	—	—	平成 26 年省令
試験項目		浸出試験のみ (亜硝酸態窒素)	浸出試験のみ (トリクロロエチレン、亜硝酸態窒素)	軽微な変更	全項目	
費用		①	②	③	④	下記参照
書式		簡易フォーマット使用 (会員・非会員)		規定集フォーマット使用		

費用①：2 万円/社+3 千円/1 件追加当たり (会員・非会員とも)

費用②：4 万円/社+6 千円/1 件追加当たり (会員・非会員とも)

費用③：10 万円/件 (会員)、20 万円/件 (非会員)

費用④：審査料として、10 万円/件 (会員)、20 万円/件 (非会員)

認定料として、20 万円/件 (会員)、40 万円/件 (非会員)

<問合せ先>

〒103-0004

東京都中央区東日本橋三丁目 12 番 11 号 東日本橋 TS ビル 2 階

一般社団法人膜分離技術振興協会

TEL 03(6712)0191

FAX 03(6712)0192

e-mail info@amst.gr.jp

(営業時間：火、木 10:00～17:00 昼休み 13:00～14:00 ただし、祝祭日は除く)